

特定個人情報等取扱業務委託契約特記事項

(基本的事項)

第 1 条 受注者は、本契約に基づき委託された業務を実施するにあたっては、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(定義)

第 2 条 本契約で使用する用語の定義等については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）その他の法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

用語	定義等
個人データ等	法第 2 条第 1 項に定める個人情報のうち、法第 2 条第 4 項に規定する個人データ及び県と受注者で協議の上、特に合意して定めた情報をいう。
個人番号	番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 67 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報をいう。
特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（番号法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイル）をいう。
個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
個人番号関係事務	番号法第 9 条第 3 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(特定個人情報等の取扱いの委託)

第 3 条 県は、受注者による本契約業務の遂行上必要な最小限度において、特定個人情報等の取扱いを受注者に委託するものとする。

(特定個人情報等の秘密保持等)

第4条 受注者は、本契約業務を処理するために知り得た特定個人情報等の内容を他に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、県の事前の承認があった場合を除き、本契約業務を処理するため県から提供された特定個人情報等が記録された資料等を加工、複写又は複製してはならないものとし、また、第7条に定める再委託先が本契約業務の遂行上必要な最小限度において、特定個人情報等を取り扱う場合を除き、第三者に提供、開示してはならないものとする。
- 3 受注者は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けて本契約業務に従事する者をいう。）に対し、特定個人情報等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

(安全管理措置)

第5条 受注者は、本契約業務の遂行にあたり、特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、個人情報保護委員会が作成する特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日）及び鳥取県特定個人情報の管理に関する要綱（平成28年3月31日付第201500199531号総務部長通知）に従い、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

- 2 受注者は、県と協議の上で、特定個人情報等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録の方法及び取扱い場所等を定め、書面により県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、県の事前の書面による承諾なしに、前項に定める特定個人情報等の取扱い場所から、特定個人情報等を持ち出してはならないものとする。

(管理、監督、教育)

第6条 受注者は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、本契約業務の遂行にあたり特定個人情報等の取扱いに関する管理責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ県に報告しなければならない。管理責任者及び業務従事者（以下「業務従事者等」という。）を変更する場合も同様とする。

- 2 受注者は、業務従事者等に対して本契約において業務従事者等が遵守すべき事項等について必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(再委託の取扱い)

第7条 受注者は、特定個人情報等の取扱いについて、第三者に再委託をしてはならない。ただし、本契約業務の遂行上やむをえず特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する必要がある場合には、再委託先（再委託先が更に第三者に委託した場合にはその末端までの委託先を含む。以下同じ。）について、書面により事前に県に申請し、県の承認を得た場合に限り再委託することができるものとする。

- 2 前項の場合、受注者は自らの責任において、再委託先に対して、本契約で定められている受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(報告、実地調査)

第8条 県は、受注者における本契約の遵守状況（安全管理措置の実施状況を含む。）を確認するために必要な限度において、報告、資料の提出又は実地調査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、県の求めに応じるものとする。

(改善の指示)

第9条 県は、前条による報告、資料の提出を受け、又は実地調査を実施した結果、受注者において特定個人情報等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を指示するものとする。

2 受注者は、前項の指示を受けたときは、安全管理措置の改善について、県の指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 受注者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに県に報告するものとする。このとき、県及び受注者は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、県及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって特定個人情報等の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、県受注者協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由により、本契約に違反して、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生し、県又は第三者に損害が生じた場合、本契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約業務の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第4条、第7条、第11条及び第13条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(特定個人情報等の返還・廃棄等)

第13条 受注者は、本契約業務が終了したとき、又は県の求めがあった場合は、直ちに県から取扱いを委託された特定個人情報等（その複製物を含む。）の全部又は一部を県に返還するものとする。ただし、県から別段の指示があるときは、その指示に従い廃棄又はその他の処分をするものとする。

2 受注者は、県から委託された個人番号、特定個人情報もしくは特定個人情報ファイルを削除する場合又は電子媒体等を廃棄する場合には、県受注者協議によりその方法、期限等を決定した上で、受注者の責任で削除又は廃棄するものとし、削除又は廃棄が完了した場合には、県に対して書面によりその旨報告するものとする。